

避難所における良好な生活環境対策等被災者支援の総合的対策の推進

平成25年度概算要求額 20百万円

背景

◎ 被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされたり、支援者が必要な多くの高齢者や障害者も被災したりしたところ。

中央防災会議の防災対策推進検討会議最終報告においても、

- ・ 災害時要援護者名簿の作成などについて災害対策法制に位置付けるとともに、個人情報保護法制との関係も整理すべき
- ・ 被災者の居住空間となり、場合によっては長期間過ごさざるを得ない避難所は、安全でライフラインが確保されている場所であるべきで、避難所における食料の確保、寒暖対策、心身両面の保健医療対策等避難生活において配慮すべき事項について法的な位置付けを図るべき

等の提言がなされており、これを受け、災害対策法制の見直し等に向けた検討がなされているところ。



◆ 地方公共団体においては、これらを踏まえ、長期間にわたる避難所生活にも対応できる体制の構築や実効性のある災害時要援護者対策の実施により、被災者支援に係る対応力の向上を図ることが必要。

平成25年度における取組

避難所における良好な生活環境対策及び災害時要援護者対策の推進

- ・ 課題の抽出・分析による解決指針の提示、先進的な地方公共団体の事例をモデルケースとして紹介するようなテキストを作成
- ・ あわせて、ブロック単位で都道府県の担当者を対象とした全国キャラバンを実施



避難所運営の在り方や災害時要援護者施策についての災害対策法制の見直し等を踏まえた地方公共団体の取組促進による、在宅避難者等も対象とした、よりきめ細かな被災者支援の実施